

重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7145-0016
担当者 間根山 利男

2. 指定居宅介護支援事業所 ナーシングプラザ流山の概要

(1) 指定居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	指定居宅介護支援事業所 ナーシングプラザ流山
所在地	千葉県流山市前ヶ崎248-1
介護保険指定番号	1272500370
サービス提供地域	流山市・松戸市・柏市

(2) 指定居宅介護支援事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者(兼務)	介護福祉士	1			1
主任介護支援専門員	介護福祉士	1			1
介護支援専門員	介護福祉士	2			2

(3) 営業時間

月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始12月31日～1月3日を除く)

午前8:30～午後5:30

※営業時間外の緊急連絡先: 070-3276-3424

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

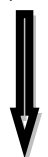
ケアプランの作成依頼 (訪問→面談→契約書)



ケアプランの作成

(原案作成→サービス担当者会議の開催)

※サービス担当者会議は利用者、家族の同意を得た上でテレビ電話装置、その他の情報通信機器を活用して行う事も可能である。



サービスの開始

(各担当者との契約)

※居宅介護支援の義務

- ・居宅介護支援開始後、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、病院又は診療所に対して、介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えてくださいますようお願い申し上げます。
- ・利用者の口腔に関する問題、薬剤状況、その他の心身又は生活の状況に係る情報のうち、共有の必要性があると判断させて頂いた場合は、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に情報の提供を行わせて頂きます。
- ・介護支援専門員は訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスが必要と判断した場合或いは利用者が希望している場合、利用者の同意を得て主治の医師(入院中の医療機関の医師を含む)又は歯科医師に意見を求め、作成した居宅サービス計画書に関しては、主治の医師(入院中の医療機関の医師を含む)又は歯科医師に交付さ

せて頂きます。

- ・居宅サービス計画は基本理念及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数のサービス事業所等を紹介するよう求める事ができます。また、居宅サービス計画に位置付けた説明を求める事も可能です。
- ・前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という）が、それぞれ位置づけられた居宅サービス計画数の割合。更に訪問介護等、それぞれの回数の中に同一のサービス事業者によって提供された割合等につき公表致します。【令和6年4月1日：介護保険法の改正に伴い、努力義務の位置づけとなる】

4. 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の基本利用料及び加算

ご利用した場合の利用料は以下の通りです。利用者負担額は原則として、無料です。

居宅介護支援費（Ⅰ）（Ⅱ）		11,316円（1,086単位×10.42円）要介護1・2
		14,702円（1,411単位×10.42円）要介護3・4・5
加 算 費 用	初回加算	3,126円（300単位×10.42円）対象月
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,605円（250単位×10.42円）対象月
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,084円（200単位×10.42円）対象月
	退院・退所加算	4,689円～9,378円（450単位×10.42円）対象月
	ターミナルケアマネジメント加算	4,168円（400単位×10.42円）対象月
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,082円（200単位×10.42円）
	通院時情報連携加算	521円（50単位×10.42円）
	特定事業所加算（Ⅰ）	5,407円（519単位×10.42円）
	特定事業所加算（Ⅱ）	4,386円（421単位×10.42円）
	特定事業所加算（Ⅲ）	3,365円（323単位×10.42円）
	特定事業所加算（A）	1,187円（114単位×10.42円）
	特定事業所医療介護連携加算	1,302円【特定事業所加算（Ⅰ～Ⅲ）に合せて】

※1 単位＝10.42円(地域単価)

※居宅介護支援費（Ⅰ）：介護支援専門員一人当たりの担当者数45件未満

居宅介護支援費（Ⅱ）：ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置する事で、介護支援専門員一人当たりの担当者数50件未満

(2) 解約料

事前の申し出により、解約料金の負担はありません。

(3) 居宅介護支援費の請求

サービスの利用のない月には居宅介護支援費は請求できません。

ただし、退院・退所時において、医師が回復の見込みがないと判断し、必要なケアマネジメントが行われ、必要書類が整備されている場合には請求可能となります。

5. 緊急時の対応方法

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、事故の発生後は原因の究明と分析を行い、再発の防止に努めます。

	氏名	電話番号	住所
ご家族			
医師			
他			

6. ナーシングプラザ流山の特徴

①基本理念

利用者の人間としての尊厳を守りつつ良質なリハビリテーション・看護・介護サービスを提供し、精神身体機能及びQOLの維持向上を計り在宅復帰に向けて支援する。

②介護サービス

介護老人保健施設・短期入所療養介護・居宅介護支援・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション

③施設概要

〈施設名〉 介護老人保健施設 ナーシングプラザ流山

〈住所〉 千葉県流山市前ヶ崎248-1

TEL：04-7145-0111(代表)

TEL：04-7145-0016(居宅支援事業所直通)

FAX：04-7180-0600(居宅支援事業所直通)

〈代表者〉 医療法人 社団愛友会 理事長：中村 康彦

7. 守秘義務

(1) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

(2) 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了承を得るものとする。

8. 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図る為、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修・採用後3ヶ月以内
継続研修・・・年2回以上

※特定事業所加算を算定する場合には、介護保険法に定められた要件を遵守し、ヤングケアラー・障がい者・生活困窮者・難病患者等、他制度に関する事例検討会や研修等に参加する。

- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とする。

- (4) 職場におけるハラスメント対策の為、方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

- (5) 虐待の発生またはその再発を防止するため、事業所内会議による検討、委員会の設置及び関係機関との連携等、必要な措置を講ずる。また、職員に対しては、定期的に研修を実施する。

- (6) 利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
また、定期的な委員会開催と研修を実施し、代替策を講じられるよう努めます。

- (7) 感染症の予防及びまん延防止対策として、対策を検討する委員会の設置等、必要な措置を講ずる。
また、定期的な委員会開催と研修を実施し、予防及びまん延防止に努めます。

- (8) 感染症や災害発生時等、非常事態においても居宅介護支援の継続を図るため、業務継続計画の見直し、必要な研修と訓練の実施等、必要な措置を講ずる。

- (9) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

9. サービス提供に関する相談、苦情

サービス提供に関する相談、苦情を受けるための窓口を設置します。

<サービス内容等に関する相談、苦情窓口について>

- ・相談苦情窓口 管理者：間根山 利男
- ・電話番号 04-7145-0016
- ・受付日 月曜日から金曜日(祝祭日及び年末年始 12月31日～1月3日を除く)
- ・受付時間 午前8:30から午後5:30まで

※受付時間外の緊急連絡先：070-3276-3424

<市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口について>

- ・流山市 流山市役所 介護支援課 電話：04-7150-6531 (直通)
- ・柏市 柏市役所 高齢者支援課 電話：04-7167-1135 (直通)
- ・松戸市 松戸市役所 介護保険課 電話：047-366-7370 (直通)
- ・千葉県国民健康保険団体連合会
(苦情相談専用) 電話：043-254-7428 (直通)
- ・千葉県運営適正化委員会 電話：043-246-0294 (直通)

<苦情対応の体制>

利用者及び家族、サービス関係機関、その他からの苦情を受け付けた場合。

(ア)管理者と共に対応を検討いたします。

(イ)担当ケアマネジャーが回答等をさせていただきます。

(ウ)未解決の際には所内会議にて対応を検討し、回答等をさせていただきます。

(エ)更に解決できなかった場合は事務長と協議し、対応いたします。

尚、介護老人保健施設に対する苦情においては、サービス向上委員会にて協議し、対応いたします。

☆居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書に基づいて、重要な事項についての説明を行いました。

個人情報に関する同意書

事業者が業務上知り得た利用者及び家族等の個人情報を、医療上或いは介護サービスを利用するにあたり、他事業者、自治体等との連携を図る必要性があるなど、正当な理由がある場合には、その情報を共有させていただきます。

また、従業者であった者が知り得た個人情報は、従業者でなくなった後においても、秘密を保持します。

☆居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書に基づいて、個人情報の取り扱いについての説明を行いました。

居宅介護支援契約書

_____様（以下「利用者」といいます）と指定居宅支援事業者所ナーシングプラザ流山（以下「事業者」といいます）は事業者が利用者に対して行う居宅介護支援事業について、次のように契約します。

第一条（契約の目的）

- ① 事業者は介護保険の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的として、居宅介護支援事業を提供します。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、公正中立に総合的なサービス提供に努めるものとします。

第二条（契約時期）

この契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとします。但し、契約期間の満了日の 14 日前までに契約の終了の申し入れがない場合は、自動更新されるものとします。

第三条（担当介護支援専門員）

- ① 事業者は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 事業者は、必要に応じて担当者を変更することが出来ます。その場合には、利用者にサービス利用上の不利益が生じないようにします。
- ③ 介護支援専門員は常に身分証明証を携帯し、初回訪問時または利用者若しくは家族から提示を求められた際は、これを提示します。

第四条（居宅サービス計画の制作とその変更）

- ① 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望をふまえて、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するような、インフォーマルサービス等を含めた「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成します。
- ② 介護支援専門員は「居宅サービス計画（ケアプラン）」の原案に基づき、サービス利用票を制作し、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料を利用者またはその家族に説明します。利用者が同意した場合には、サービス利用票に捺印若しくは署名を頂きます。
- ③ 利用者が「居宅サービス計画書（ケアプラン）」の変更を希望した場合、または事業者が「居宅サービス計画書（ケアプラン）」の変更を必要とした場合、利用者と事業者双方の合意に基づき「居宅サービス計画（ケアプラン）」を変更することが出来ます。

第五条（経過観察・評価）

事業者は、「居宅サービス計画書（ケアプラン）」作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者宅を毎月訪問し、経過の把握に努めます。
※介護保険法に定められた要件を遵守し、その対象となる利用者宅においては、少なくとも2ヶ月に1回は訪問する。
- ② 「居宅サービス計画書（ケアプラン）」に基づき、サービスが提供されるように、居宅サービス事業者等との連携を図ります。
- ③ 利用者の状態について定期的な再評価を行ないます。
- ④ 「居宅サービス計画書（ケアプラン）」に基づき、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
- ④ その他「居宅サービス計画書（ケアプラン）」作成に関する必要な支援を行ないます。

第六条（施設入所への支援）

事業者は利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設への紹介等の支援を行います。

第七条（サービス内容等の記録制作・保存）

- ① 事業者は、介護保険法令の規定に従って、記録を5年間保存します。
- ② 利用者は事業者に対して、いつでも第一項に規定する書面、その他のサービス提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることが出来ます。

第八条（利用者負担金の変更等）

- ① 利用者負担金のうち関係法令に定められたものにつき、契約期間中にこれが変更になった場合には、関係法令に従って改正後の利用負担金が適用されます。

第九条（契約の終了）

- ① 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することが出来ます。この場合契約終了を希望する日の14日前までに事業所に通知するものとします。
- ② 利用者が居宅介護支援の実施に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実な告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合事業者は直ちにこの契約を解除することが出来ます。
- ③ 利用者が介護保健施設に入所したとき、介護認定区分が非該当とされたとき、介護予防（要支援1・要支援2）となったとき、死亡した時はこの契約が自動的に終了します。
- ④ 利用者やその家族等が事業所及び事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続しがたい背信行為（ハラスメント）を行った場合、即座に契約を解除するものとします。

※ハラスメントの定義

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

（職員が回避した為、危害を免れたケースを含む）

例：叩く・物を投げる・服をつかむ

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

例：大声を出す・怒鳴る・罵声を浴びせる・理不尽な要求

3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

例：身体を触る・卑猥な言動

第十条（損害賠償）

事業者は利用者に対するサービスの提供にあたって、利用者又はその家族に事故などの損害を与えた場合、損害について保証する責任を持ちます。

第十一条（守秘義務）

事業者及び介護支援専門員は居宅介護支援を提供する上で知りえた、利用者及びその家族に関する情報を第三者に漏らしません。また、介護支援専門員は従業者ではなくなった後においても、情報を第三者に漏らしません。

第十二条（苦情処理）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた居宅介護サービス等に関する利用者の要望・苦情に対し、迅速に対応します。
(苦情解決責任者：管理者 間根山 利男)

☆居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書に基づいて、契約内容についての説明を行いました。

事業者 〈法人名〉医療法人 社団愛友会
〈事業所名〉指定居宅介護支援事業所 ナーシングプラザ流山
〈代表者〉理事長：中村 康彦
〈住所〉千葉県流山市前ヶ崎248-1
〈電話番号〉04-7145-0016
〈説明者〉間根山 利男・木下 由美子・佐藤 貴子 印

令和 年 月 日

私は、本書面により事業所から、重要事項説明書 個人情報に関する同意書
居宅介護支援契約書 以上の説明を受け、本書面の内容に同意します。

〈ご利用者〉 住所 _____
氏名 _____ 印

〈ご家族〉 住所 _____
氏名 _____ 印
緊急連絡先 _____

〈保護責任者〉 住所 _____
氏名 _____ 印

※ ご家族と同一であれば記載不要。

重要事項説明書
個人情報に関する同意書
居宅介護支援契約書

指定居宅介護支援事業所
ナーシングプラザ流山

改定：2012年4月1日
改定：2013年10月1日
改定：2016年8月1日
改定：2017年10月1日
改定：2018年4月1日
改定：2018年10月1日
改定：2019年4月1日
改定：2019年5月1日
改定：2019年10月1日
改定：2020年1月1日
改定：2021年4月1日
改定：2022年9月1日
改定：2024年4月1日